

令和元年度 孺恋村立東部小学校 いじめ防止基本方針

いじめ防止基本方針

- 明日も通いたくなるあったかい学校づくりを通して自尊感情を育成する
- 1 認め合い・助け合える仲間づくり（自己存在感や自己有用感の育成）
話し合い活動の充実と異年齢集団活動の推進（団別清掃、団別遊び）
 - 2 分かる授業・楽しい授業づくり（自己有能感の育成）
高学年教科担当制の実施と個に応じたきめ細かな指導の充実

いじめ問題に対する基本姿勢

- 1 「いじめはどの学年でも、どの学級でも、どの子どもにも起こっている」という認識をもつ。
- 2 いじめを発見したら、「抱きついてでも」止める。
- 3 いじめられた児童に徹底的に寄り添い、迅速に組織で対応する。
- 4 いじめる児童に対して「いじめは絶対に許さない」と毅然とした態度で指導する。

いじめ問題に対する組織的な取組

いじめの未然防止

好ましい人間関係の育成に努めるとともに、児童の自主的な活動を意図的に実践する。

【教職員の取組】

- ・分かる授業と集団の学び(学び合い活動)の充実
- ・自尊感情を高める学級活動、学校行事、道徳教育の充実

【児童の取組】

- ・「当たり前」のことがしっかりできる」た学校生活の充実
- ・児童会いじめ防止活動
集会集合時のあいさつ運動
児童会いじめ防止会議
- ・異年齢集団活動(団別清掃、団別遊び、体育的行事の団別対抗競技)

【保護者の取組】

- ・我が子の観察並びに学校との連携(報・連・相)
- ・学年PTA等におけるいじめ問題についての情報交換

いじめの早期発見

教職員間で情報の共有を図りながら、「観ようとする目」で児童をしっかりと見る。

【教職員の取組】

- ・朝、休み時間、昼休みの校内巡視及びチャンス相談
- ・連絡ノート、アンケート調査、Q-Uテストの一層の活用
- ・係活動、当番活動(給食や清掃)等のきめ細かな指導

【児童の取組】

- ・学校や保護者、関係機関へのいじめについての相談

【保護者の取組】

- ・我が子の観察並びに学校との連携(報・連・相)
- ・悩みを親へ相談できる家族関係(雰囲気)づくり

いじめの早期解消

問題を軽視することなく、被害児童の苦痛緩和を最優先に考え、相談機能を充実する。

【教職員の取組】

- ・学級担任による二者面談の実施(定期・随時)
- ・いじめられている児童や保護者の立場で詳細な事実確認を行い、関係者が納得する解消を目指す。

※いじめ解消の判断

- ・少なくとも3か月間、いじめが止んでいること
- ・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

【児童の取組】

- ・「いじめは許さない」「一人でも悩まない」という学級(雰囲気)づくり

【保護者の取組】

- ・被害児童保護者の我が子を守り抜く姿勢
- ・加害児童保護者の事後指導
- ・被害並びに加害児童保護者と学校との連携

学校いじめ対策委員会

- 構成：校長、教頭、教務主任、各学年ブロック主任、生徒導主任(いじめ対策担当)、関係者の担任、養護教諭、スクールカウンセラー
- 開催：定例会(毎月1回)、臨時会
- 役割
 - ・いじめの未然防止及びいじめの早期発見にかかわる取組の評価及び改善・充実
 - ・いじめが確認された場合の適切な対応策の検討
 - ・教職員研修の企画・運営

学校いじめ対策専門委員会

- 構成：「学校いじめ対策委員会」構成員、村教委任命委員
- 開催：重大事態が発生した場合
- 役割
 - ・事実関係の調査
 - ・保護者との連携(指導・助言等)
 - ・村教委や関係機関等との連携
 - ・懲戒権行使の検討
 - ・取組の評価・検証

